

[訳 文]¹

香港日本人商工会議所の 基本定款 及び 通常定款

1969年7月15日設立

(2011年6月17日までの修正を含む再印刷)

¹ 本文書は、香港日本人商工会議所の基本定款及び通常定款の和文参考訳です。正式な書面は英文版となりますので、規定のご確認にあたっては、最終的には英文版の規定をご確認頂けますようお願い申し上げます。

目次

		ページ
基本定款		3
通常定款		7
	条	
総 則	1～2	7
会 員	3～10	8
会員の除名	11	9
会員の権利	12	10
総 会	13～17	10
総会の手続	18～23	11
会員の議決権	24	12
運営理事会	25～26	12
選 挙	27～30	12
理事会構成員の権限及び義務	31～32	13
議事録	33	13
理事会構成員の交代	34～36	14
理事会の手続	37～43	14
事務局長	44	15
コモンシール	45	15
規 約	46	15
計 算	47～50	16
監 査	51～52	17
通 知	53～56	17
解 散	57	17

会社条例(第 32 章)

保証により制限され、株式資本を有しない法人

香港日本人商工会議所の 基本定款

(2011 年 6 月 17 日に可決された特別決議により採択)

1. 当法人(以下「**本商工会議所**」という。)は、「**香港日本人商工会議所**」と称する。
 2. 本商工会議所の登録上の住所は、香港に置かれる。
 3. 本商工会議所は、以下を目的として設立される。
 - (1) 主たる事業所を現在 18th Floor, 68 Yee Woo Street, Causeway Bay, Hong Kong に置く、香港日本人倶楽部として知られる法人でない組織の経済調査部に属する資産の全部を引き継ぐこと及びその負債の全部を引き受けること。
 - (2) 香港における取引及び製造並びに日本の商業上の利益を促進し、保護すること並びに会員間の友好関係を促進すること。
 - (3) 香港における取引又は製造の継続と関係する全ての疑問について検討すること。
 - (4) 商業又は商取引に関するあらゆる種類の事項に関して香港における日本の取引業者及び製造業者の見解及び意見を表明し、示し、実施すること。
 - (5) 当該取引業者又は製造業者に影響を与える立法又はその他の措置を促進又はこれに反対すること。
 - (6) あらゆる種類の商業統計及び情報を収集し、情報を提供すること。
 - (7) 本商工会議所の目的を推進することを直接又は間接的に意図した講義、展示、会議、講習、産業見本市及び会談を準備し、開催すること。
 - (8) 前記の目的又はそのいずれかの達成に附帯するか又はこれを助長するその他の全てのことを行うこと。
- ただし、以下のとおりとする。
- (i) 本商工会議所がいずれかの信託の対象となり得る財産を取得又は保有する場合には、本商工会議所は、当該信託を考慮して、法律で認められる方法でのみこれを取り扱うか又は投資する。
 - (ii) 本商工会議所の目的は、従業員と雇用者との間及び従業員の組織と雇用者の組織との間の関係の規制に及ばないものとする。
 - (iii) 会社条例(第 32 章)の別紙 7 に定める権能は、ここに、排除される。
4. (1) 本商工会議所の収益及び財産は、どのように得られたものでも、本基本定款に定める本商工会議所の目的の促進のみに充てられるものとする。
 - (2) 後記第(4)項及び第(5)項に従うことを条件として、本商工会議所の収益及び財産

のいかなる一部も、直接間接を問わず、配当、賞与又はいかなる方法によるその他のものとしても、本商工会議所の会員に対して、支払われず、譲渡されないものとする。

- (3) 本商工会議所の運営理事会又は運営組織のいかなる構成員も本商工会議所の有給の役職又は手数料により支払いを受ける本商工会議所の役職に指名されないものとし、いかなる報酬も金銭による又は金銭に相当するその他の利益(後記第(5)項に定めるものを除く。)も本商工会議所により、運営理事会又は運営組織の構成員に対して、与えられないものとする。
 - (4) 本基本定款のいかなる規定も、本商工会議所の役員若しくは従業員に対して、又は本商工会議所の運営理事会又は運営組織の構成員ではない本商工会議所の会員に対して、本商工会議所に対する実際に行った業務と引き換えに、合理的かつ適切な報酬を本商工会議所が誠実に支払うことを妨げないものとする。
 - (5) 本基本定款のいかなる規定も、以下に関して本商工会議所が誠実に行う支払いを妨げないものとする。
 - (a) 運営理事会又は運営組織の構成員に対する自己負担費用
 - (b) 香港ドルローンに関して香港上海銀行(Hongkong And Shanghai Banking Corporation Limited)により当面規定されるプライムレートより2%を上回らない年率で本商工会議所又はその運営理事会若しくは運営組織の構成員が貸し出した金銭の利息
 - (c) 本商工会議所又はその運営理事会若しくは運営組織の構成員が賃貸する敷地に関する合理的かつ適切な賃借料
 - (d) 本商工会議所又はその運営理事会若しくは運営組織の構成員が、資本の1/100以下を保有すること又は議決権の1/100以下を支配することにより法人の構成員であることのみを理由として、利害関係を有する当該法人に対する報酬又は金銭による又は金銭に相当するその他の利益
 - (6) いかなる者も、前記第(4)項及び第(5)項に従って適切に行われた支払いに関して受領し得る利益を説明することを義務付けられないものとする。
5. いかなる追加、改定又は修正も、これが前もって会社登記所(the Registrar of Companies)に対して届出られ、会社登記所により書面により承認されていない限り、その時点で有効な本基本定款又は通常定款に対して又はこれにおいて行われたいものとする。
 6. 本基本定款の第4条及び第5条は、会社条例(第32章)第21条に基づくライセンスの付与に関する条件を含む。
 7. 会員の責任は、限定される。
 8. 本商工会議所の全ての会員は、自らが会員である間の又は会員でなくなった後1年以内の本商工会議所の清算の場合には、自らが会員でなくなるより前に負った本商工会議所の債務及び負債並びに清算の費用、料金及び経費の支払いに関して、並びに出資

者の権利の出資者間における調整に関して、本商工会議所の資産に対して、20.00 ドルを超えない要求金額を出資することを引き受ける。

9. 本商工会議所の清算又は解散に際して、全ての債務及び負債の返済後にいかなるものであれ財産が残る場合には、これは、本商工会議所の会員に対して支払われず、本商工会議所の会員間で分配されないものとするが、本商工会議所の目的と類似する目的を有するその他の機関であって、前記第 4 条に基づき又はこれを理由として少なくとも本商工会議所に課される以上の程度の範囲で、構成員間での収益及び財産の分配を禁止する機関に与えられるか又は譲渡されるものとし、当該機関は、解散以前に本商工会議所の会員により決定され、その決定がなされない場合には、慈善基金に関して管轄権を有する香港特別行政区の高等法院の裁判官により決定され、この規定に効力が与えられない場合及びその限りにおいて、当該財産は、いずれかの慈善目的のために与えられるか又は譲渡される。
10. 本商工会議所が受領及び支出した金銭の合計額並びに当該受領及び支出が行われた事項並びに本商工会議所の財産、債権及び負債に関する正確な計算書類は、保管されるものとし、その時点で有効な本商工会議所の規則に従って課され得る当該計算書類を検査する時間及び方法に関する合理的な制限に従うことを条件として、会員の検査の対象とする。本商工会議所の計算書類は、少なくとも 1 年に 1 度、検査され、貸借対照表の正確性は、適式に授権された、1 名又は複数の監査人により確認が行われるものとする。
11. 本商工会議所は、子会社の設立又は支配持分の保有が前もって書面により会社登記所により承認されていない限り、子会社を設立しないものとし、別の法人における支配持分を保有しないものとする。

我々、氏名、住所及び説明が以下に記載されている複数の者は、本基本定款に従って、法人となることを希望する。

署名者の氏名、住所及び説明	
(署名) イケガミクニエ (イケガミクニエ) Woodland Heights, A-10, 2A, Wongneichong Gap Road, Hong Kong	商人
(署名) タマイ H. (タマイヒデジ) 71, Deep Water Bay Road, Hong Kong	商人

(署名) ヒモリケンロウ (ヒモリケンロウ) 7-B, Cliff View Mansion, 17-19, Conduit Road, Hong Kong	商人
(署名) ニッタヨシノリ (ニッタヨシノリ) B- 11, Carolina Gardens, 24-26, Coombe Road, Hong Kong	商人
(署名) ハセベ J. (ハセベジュンゾウ) Tho Tjo Mansion, 9th Floor, 23-A, Ventris Road, Happy Valley, Hong Kong	商人
(署名) カルベ Y. (カルベヨシオ) Brewin Court, B, 2nd Floor, 7 Brewin Path, Hong Kong	商人
(署名) ハマダユウゾウ (ハマダユウゾウ) Monticello Building, 18th Floor, B, Kennedy Road, Hong Kong	商人

1969年7月2日付

前記署名の証人：

(署名) Elsie Leung
事務弁護士
Hong Kong

会社条例(第 32 章)

保証により制限され、株式資本を有しない法人

香港日本人商工会議所の 通常定款

(2011 年 6 月 17 日に可決された特別決議により採択)

総 則

1. 以下に定める規定に従うことを条件として、会社条例(第 32 章)別紙 1 の表 C(以下「表 C」という。)に含まれる又は表 C により適用される規則は、本商工会議所に適用されるものとするが、本定款と表 C との間に差異又は不一致がある場合には、本定款が優先されるものとする。
2. 本定款において、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の用語は以下の意味を有する。

「本定款」とは、その時々有効である本通常定款をいう。

「本商工会議所」とは、前記の香港日本人商工会議所をいう。

「理事会」とは、本商工会議所の当面の運営理事会又は運営組織をいう。

「香港」とは、中華人民共和国香港特別行政区をいう。

「書面」とは、文書、印刷若しくはリトグラフによるもの又は一部が前記のいずれかであって一部が前記の別のもの及び目に見える形式で文字を表す若しくは再現するその他の形態を含む。

「月」とは、暦月をいう。

「本事務所」とは、本商工会議所の登録上の事務所をいう。

「会社条例」とは、会社条例(香港法第 32 章)をいう。

「予備構成員」とは、第 25 条に従って理事会の一時的欠員を埋めるために指名又は選出される理事会の予備の構成員をいう。

「本コモンシール」とは、本商工会議所のコモンシールをいう。

「事務局長」とは、本商工会議所の秘書役の職務を遂行するために指名される事務局長をいう。

単数のみを示す語には、複数が含まれ、逆もまた同様とする。

男性のみを示す語には、女性が含まれるものとする。

人を示す語には、法人、合資会社、任意団体及び協会が含まれるものとする。

前記に従うことを条件として、本定款が本商工会議所を拘束するものとなる日時点で有効な会社条例又はその法定の変更に定義される語又は表現は、主題又は文脈と不

致でない場合には、本定款におけるものと同じ意味を有するものとする。

会 員

3. 本商工会議所が登録を提案する会員の数は、1,000名であるが、理事会は、随時、会員の増加を登録できる。
4. 会社条例第95条の規定は、本商工会議所により遵守されるものとし、本商工会議所の全ての会員は、会員となるために同意書に署名するか又は会員となる時点で会員名簿に署名するものとする。
5. 本商工会議所は、基本定款に示される目的で、設立される。
6. 基本定款の署名者及び以下に含まれる規定に従って理事会が会員となることを認めるその他の者は、本商工会議所の会員とする。
7. 本商工会議所の会員は、正会員及び準会員の2つに区分される。各区分の適格性の条件は、以下のとおり判断される。

(A) 正会員

- (1) 香港に支店、事業体又は駐在員事務所を有する日本の法人、企業又は経済団体
- (2) 日本の個人又は法人が株式の50%超を保有するか又は日本の当事者が事実上経営権限を有する現地合弁企業
- (3) 2004年6月18日時点で正会員であった会員

(B) 準会員

- (1) 香港に居住する日本の個人であって、前記以外の香港に営業所を有する法人、事業体又は経済団体に雇用されている者
- (2) 日本の資本若しくは商取引又は日本と何らかのその他の特別な関係を有する現地法人、企業又は経済団体
- (3) (A)(1)及び(A)(2)の条件を充足する法人、企業又は経済団体であるが、香港以外で登録されるもの
- (4) 2004年6月18日時点で準会員であった会員

本定款における異なる規定にかかわらず、本商工会議所の会員の地位は、理事会が本商工会議所の会員として認めることが望ましいと考える法人、企業、経済団体又は個人に提供されることがある。

理事会はまた、その絶対的な裁量により、前記の適格性の条件が充足されていることにかかわらず、会員の地位の申請を受け入れることを拒否できる。

8. 会員の地位の申請は、理事会が規定する様式によるものとする。法人、事業体又は経済団体からの申請は、当該法人、事業体又は経済団体の適式に登録された授權代表者又は適式に登録された授權代表者からの委任状を有する者により行われるものとする。

9. 入会に際して本商工会議所の全ての会員により支払われる入会金及び年間会費は、以下のとおりとする。

	<u>入会金</u>	<u>年会費</u>
正会員	3,000 香港ドル	最低 2,600 香港ドル
準会員	1,500 香港ドル	2,600 香港ドル

正会員の年間会費は、会社の区分に応じて変わる。本商工会議所は、全ての正会員及び準会員に対して、入会金及び年間会費の表を提供するものとし、当該金額は、会員により随時総会において変更及び固定されるか、又は理事会によって随時変更されることがあるが、ただし、理事会による当該変更は総会において会員により承認されることを条件とする。[注：9条の年会費は、2015年12月18日の総会において、2016年4月1日より、正会員3,000香港ドル以上、準会員3,000香港ドルに改正されました。]

10. 退会を望む本商工会議所の会員は、当該希望を書面により理事会に対して知らせるものとし、それをもって、当該会員の名義は、会員リストから削除されるものとし、当該会員は、退会したものとみなされるものとする。

会員の除名

11. (a) いずれかの会員に対する不平を検討するために特別に招集された総会において出席し投票する本商工会議所の会員の過半数は、決議により、本商工会議所の会員としてふさわしくないと考える行為をするいずれかの会員の除名、当該会員の地位の停止、便宜の取下げ又は停止をすることができる。
- (b) 会員の行為を検討するための決議の書面通知は、理事会に対して、当該決議が提案される当該総会より少なくとも 28 日前に与えられなければならない。理事会は、当該会員に対して、当該通知を当該総会の日より少なくとも 24 日前に知らせるものとする。その行為に対して不平が申し立てられた会員は、措置が自らに対して取られるべきではない理由を述べる目的で、当該総会に出席する権利を有するものとするが、当該会員は、当該総会の審議に出席する権利は有しないものとする。
- (c) また、いずれの会員も、本商工会議所の総会におけるその旨の決議の可決をもって、以下のいずれかの場合には、本商工会議所の会員ではなくなるものとする。
- (i) 自らの会費が滞納となっているか又は本商工会議所に対して自らが支払うべきその他の金銭について自らが持続的に支払いを怠るか若しくは拒否する場合。ただし、当該会員は、理事会の会議において決議により、かつ滞納となっている会費又はその他の支払われるべきものの支払いをもって、再入会できる。
- (ii) 当該会員が、当面の本商工会議所の本定款又は規約のいずれかの規定の遵守

の懈怠又は拒否に関して、注意を促す書面通知が本商工会議所により自らに送付された後、当該遵守を怠るか又は拒否する場合

会員の権利

12. (a) 正会員は、本商工会議所において投票する権利、選出する権利又は役職に選出されるための権利とともに、本商工会議所の全ての総会において意思決定権限を有するものとする。準会員は、意思決定権限も投票する権利、選出する権利又は役職に選出されるための権利も有しないものとする。ただし、準会員は、総会に出席し、総会の議題となる事項に関して意見を表明できる。
- (b) 全ての会員は、本商工会議所が決定する条件で、本商工会議所が当該会員のために提供できるサービス、利益及び便宜を受ける権利並びに本商工会議所又はその役員が供給できる商工業に関する全ての情報及び資料並びに助言を得る権利を有するものとする。
- (c) 会員のいかなる権利も特権も、いかなる方法でも、譲渡又は移転不可能とするが、全ての当該権利及び特権は、当該会員が死亡、退会又はその他の事由により、当該会員であることを止めたことをもって、終了するものとする。
- (d) 法人、企業若しくは経済団体である会員は、理事会に対して、その代表者として行動する者の氏名を通知するものとする。この代表者は、適式に登録された授權代表者である必要はないが、日本国民又は日本国民と同等の日本語能力を有する者でなければならない。ただし、当該代表者が理事会の構成員又は予備構成員となるためには、当該代表者は、第 25 条に基づく規定に従うことを条件とするものとする。正会員の当該代表者は、前記第(a)項に定める権利を行使できる。代表者の変更に関する通知は直ちに、理事会に対して行われるものとする。

総会

13. 総会は、本商工会議所の年次総会として、各暦年につき 1 回、6 月に、理事会が指定する時間及び場所において開催されるものとする。年次総会がそのように開催されない場合には、年次総会は、翌月に開催されるものとし、理事会により招集される会議のものと可能な限り同様の方法により、2 名の会員により招集できる。ただし、本商工会議所の年次総会日と次の年次総会日との間において 15 か月超を経過しないものとする。
14. 年次総会以外の全ての総会は、臨時総会と呼称されるものとする。
15. 理事会の構成員は、適切と考える際はいつでも、臨時総会を招集でき、臨時総会はまた、構成員の請求に応じて招集されるものとするか、当該請求がない場合には、会社条例第 113 条に定める請求により招集できる。いずれかの時点において香港内に定足

数を構成するために行為できる十分な理事会の構成員が存在しない場合には、理事会のいずれかの構成員又は本商工会議所の 2 名の会員は、理事会により招集できる総会のものと同様の方法により、臨時総会を招集できる。

16. 年次総会及び特別決議を可決するために招集される会議は、少なくとも 21 日前の書面通知により招集されるものとし、年次総会又は特別決議を可決するための会議以外の本商工会議所の会議は、少なくとも 14 日前の書面通知により招集されるものとする。当該通知は、それが送達された又は送達されたとみなされる日及び当該会議の日を除き、会議の場所、日及び時間並びに、特別な議事の場合には、当該議事の要領を明記するものとし、以下に定める方法又は本商工会議所が総会において規定するその他の方法(もしあれば)で、本定款上、本商工会議所から当該通知を受領する権利を有する者に対して、行われるものとする。

ただし、本商工会議所の会議は、本条に定めるものより短い期間の通知で招集されたことにかかわらず、

- (a) 年次総会として招集される会議の場合は、当該会議に出席し投票する権利を有する全ての会員により、また
- (b) その他の会議の場合は、当該会議に出席し投票する権利を有する会員の過半数の会員、かつ、当該会議に出席し投票する権利を有する全会員の総議決権の 95% 以上により、

合意された場合、適式に招集されたとみなされるものとする。

17. 通知を受領する権利を有する者に対して会議の通知を偶発的に行わなかった場合又はその者が会議の通知を受領しなかった場合であっても、当該会議における手続は無効とならないものとする。

総会の手続

18. 臨時総会において行われる全ての議事及び年次総会において行われる全ての議事は、計算書類、貸借対照表及び理事会の構成員及び監査人の報告書の検討、退任する者に代わる理事会の構成員及び予備構成員の選出並びに監査人の指名及び監査人報酬の決定を除き、特別議事とみなされるものとする。
19. いかなる議事も、総会において議事を進める時点で会員の定足数が満たされており、かつ当該総会の閉会まで満たされ続けられない限り、総会において行われえないものとし、別段の規定がある場合を除き、自ら出席する 2 名の会員をもって定足数とする。
20. 総会指定時刻より 30 分以内に定足数が満たされない場合、当該総会は、会員の請求により招集されたときは、解散されるものとし、その他の場合は、翌週の同日、同一時刻及び同一場所、又は理事会の構成員が定めるその他の日、時刻及び場所まで延会されるものとし、当該延会において、当該総会指定時刻より 30 分以内に定足数が満たされない場合、出席している構成員をもって定足数とする。

21. 理事会の会長(もしあれば)は、本商工会議所の各総会の議長となるものとし、又は当該会長が存在しない場合、若しくは会長が当該総会開催指定時刻より15分以内に出席しないか、若しくは行為する意思がないか、若しくは香港に不在であるか、若しくは本商工会議所に対して当該総会に出席するつもりがない旨の通知を行っている場合には、出席している理事会の構成員は、そのうちの一名を当該総会の議長に選出するものとする。
22. いかなる総会においても、理事会の構成員のいずれも議長として行為する意思がない場合、又は理事会の構成員のいずれも当該総会開催指定時刻より15分以内に出席しない場合には、出席している構成員がそのうちの一名を当該総会の議長に選ぶものとする。
23. 議長は、定足数が満たされている総会の同意を得て、随時随所に当該総会を延期することができる(かつ当該総会の指示あるときは、延期するものとする)が、延会においては、延期された総会において未了となっている議事以外、いかなる議事も行われなないものとする。総会が30日以上延期される場合、延会の通知が当初の総会の場合と同様、発せられるものとする。前記を除き、延会及び延会において行われるべき議事につき、いかなる通知を発することも要しないものとする。

会員の議決権

24. 正会員は、事業年度中の全ての会議において、本定款第9条に基づいて申し込み又は支払いを行った会費について、1議決権を有するものとする。

運営理事会

25. 総会により別段の決定がなされるまで、理事会の構成員は、7名以上33名未満とする。また、理事会の一時的な欠員が任期中に発生した場合、それを補充するために、3名の予備構成員をおくものとする。予備構成員が当該欠員を補充する順番は、予備構成員が選出される票数により決まるものとする。
26. 理事会の構成員は、自らの中から、会頭及び副会頭を選出するものとする。会頭は、本商工会議所を代表して、本商工会議所の一切の事務を執行し、副会頭は、会頭がその業務を執行するにあたり、会頭を補佐し、会頭が不在の時にその代理を務めるものとする。

選挙

27. 理事会構成員及び予備構成員の選挙は、年次総会又は臨時総会において行われ、そのための取り決めは全て、理事会により行われるものとする。

28. 理事会構成員及び/又は予備構成員が最大員数に達しない場合で、2名以上の理事会構成員の間で可否同数となったときは、[選挙の対象となっている]職位は、抽選により決定される。理事会構成員の職位が埋まった後に、その選出において次に最も多く投票された3名の候補者は、予備構成員となるものとする。
29. 構成員が、法人、合資会社、任意団体又は協会の場合、本定款第12条(d)項に定める代表者によって代表されるものとする。日本国民である場合を除いて、理事会構成員又は予備構成員として選出される資格のある者はいない。
30. 理事会は、本商工会議所の会員ではない者で、会頭により指名された、1名又は複数名を顧問として随時選任することができ、当該顧問は、意見を述べることにより、本商工会議所に対して有益なサービスを提供する。当該顧問は、次の年次総会まで在職し続けることができるものとし、再任資格を有するものとする。

理事会構成員の権限及び義務

31. 本商工会議所の業務は、理事会構成員により管理されるものとし、理事会構成員は、本商工会議所の設立及び登録において発生した全ての費用について支払いを行うことができ、かつ、会社条例又は本定款により、総会において本商工会議所による行使が求められていない、本商工会議所の全ての権限を行使することができる。ただし、会社条例又は本定款の条文、及び総会において本商工会議所により定められる場合のある、これらの条文と矛盾しない規則に従うことを条件とする。なお、総会において本商工会議所が制定する規則により、当該規則が制定されなければ有効であった、理事会の過去の行為が無効になることはない。
32. 小切手、約束手形、手形、為替手形及びその他の流通証券全て、並びに本商工会議所に対して支払われた金銭の全ての領収書は、場合により、(i)10,000香港ドル又は他の通貨の同額以下の場合、事務局長が単独で、(ii)10,000香港ドル又は他の通貨の同額を超える場合は、事務局長と理事会構成員の1名が共同で、署名し、振り出し、引き受け、裏書き又は締結するものとする。

議事録

33. 理事会構成員は、次の目的で提供される帳簿の中に、議事録を作成するものとする。
 - (a) 理事会が行う全ての役員の指名
 - (b) 理事会の各会議に出席する理事会構成員の氏名及び理事会のいずれかの委員会(committee)の名称
 - (c) 本商工会議所、理事会、及び理事会委員会の全ての会議における全ての決議及び手続理事会の会議又は理事会の委員会に出席する理事会の各構成員は、当該目的のために保管される帳簿に署名するものとする。

理事会構成員の交代

34. 毎年開催される年次総会において、そのときの理事会構成員は、全員退任するものとする。
35. 退任する理事会構成員は、再選資格を有するものとする。
36. 本商工会議所は、理事会構成員が前述の方法で退任する総会において、選出することにより、空席を補充することができ、補充が行われない場合で、退任する構成員が、自ら再選挙に立候補する場合は、当該退任構成員が再選されたとみなすものとする。ただし、当該総会において、当該空席を補充しないことが明示的に決議されたか、当該構成員の再選決議が総会に提案されたが、否決された場合を除く。

理事会の手続

37. 理事会は、毎年、暦月で隔月(すなわち、1月、3月、5月、7月、9月及び11月)に1度、並びに会頭が決定したときはいつでも、又は、5名以上の理事会構成員が適切と考えるところに従い、議事を行い、延会し、会議を運営することを事務局長宛てに要求したときには、参集することができる。隔月の会議は、通常理事会と呼び、その他全ての理事会は、臨時理事会と呼ぶものとする。別段の定めがない限り、理事会構成員の3分の2を定足数とする。会議で生じた疑義は、過半数の投票により決定される。可否同数の場合、理事長が追加又は決定票を有するものとする。
38. 理事会構成員は、各構成員に通知を送付することにより、理事会をいつでも召集することができる。事務局長は、理事会の要請により、各構成員に通知を送付して、理事会を召集するものとする。香港を不在にしている理事会構成員は、会議に関する通知を受ける資格がないものとする。理事会は、理事会に助言し、又は援助するために、理事会の会議に出席予定の本商工会議所の会員の意見を聞くことができるが、当該会員は、その会議において投票する資格はないものとする。
39. 本商工会議所の会頭は、出席することになっている理事会の全ての会議の議長を務めるものとする。会頭が不在の場合、副会頭が、理事会の会議において議長を務めるものとする。副会頭が2名以上いるときは、理事会がその順序を事前に決定し、その順序に従って、副会頭は、会頭不在の理事会会議の議長を務める。ただし、いずれの会議においても、会頭及び副会頭いずれも、会議開催指定時刻より5分以内に現れず、議長を務める意思がない場合、出席している理事会構成員は、その中から当該会議の議長となる者1名を選ぶものとする。
40. 定足数が満たされている理事会会議は、通常は、理事会においてそのときに付与される、本商工会議所の規則による、又は規則に基づく、全ての権限、権能及び裁量権を行使することができるものとする。

41. 理事会構成員は、その権限を、理事会の 1 名又は複数の当該構成員で構成される委員会に適宜委任することができ、そのように設置されたいずれの委員会も、委任された権限を行使するにあたり、理事会により課された規則に従うものとする。当該委員会の会議及び手続は、適用できる範囲で、また、理事会が制定する規定が優先する場合を除いて、理事会の会議及び手続を規定する本定款の条文に準拠するものとする。
42. 理事会構成員又は、その委員会の委員は、会議電話、又は会議に参加している全ての人がお互いの声を聞くことができる、類似した通信機器により、理事会又は当該委員会の会議に参加することができ、この条文に従った会議への参加は、対面による当該会議への出席とみなされるものとする。当該会議は、最大人数の参加者が集合する場所、又は、それが無い場合は、会議の議長がその時に出席している場所で行われるとみなされるものとする。
43. 理事会又は理事会のいずれかの委員会のそのときの構成員で、理事会又は当該委員会の会議の通知を受ける資格のある者全員により署名された書面による決議は、適式に召集され、構成された、理事会又は当該委員会の会議において可決された決議と同様に有効であるものとする。

事務局長

44. 事務局長は、理事会が適切と考える、期間、報酬及び条件で、理事会により指名されるものとし、指名された事務局長は、理事会が解任することができる。理事会は、決議により、事務局長補佐又は事務局次長を随時指名することができ、指名された者は、事務局長が設置されていないか、又は行為する能力のある事務局長がない場合に、事務局長の代わりに行うことができる。事務局長が法人である場合、適式に授権された取締役又は従業員のいずれかにより行為し、署名することができる。

コモンシール

45. 理事会は、コモンシールを安全に保管するものとし、理事会の決議権限による場合、並びに理事会構成員の少なくとも 2 名及び事務局長が立ち合う場合を除いて、文書への捺印は行わないものとし、同構成員及び事務局長は、コモンシールが面前で捺印される文書に署名し、購入者又は信義誠実に従って本商工会議所と取引を行う者に有利なように、当該署名は、コモンシールが適式に押印されたことの決定的な証拠であるものとする。

規 約

46. 理事会は、本商工会議所が設立され、理事会構成員の指名及び選出を規定する目的を促進するため、理事会の手続及び本商工会議所総会の手続を所定の方法に従って効率的に実施するため、理事会の会議設定のため、本商工会議所の様々な小委員会を規制

するため、基本定款又は本定款の条項と矛盾する、又は一致しないことがない限り、本商工会議所の業務全般を続けるために、必要な規約を随時制定する権限を有するものとする。理事会は、いつでも、そして随時、同規約のいずれかを廃止し、又は改定することができる。ただし、特別決議なしでは行うことができない本定款の改定又は追加に該当する場合には、これにより、特別決議なしで、いずれかの規約を制定し、廃止し、又は改定することが認められるものではない。

計 算

47. 理事会は、次の各事項に関して適切な会計帳簿を保管するものとする。
- (a) 本商工会議所が受領し、支出した金銭全額、及び当該受領及び支出が行われた事項
 - (b) 本商工会議所による商品の全ての売買
 - (c) 本商工会議所の資産及び負債
- 会計帳簿が、本商工会議所の業務状況を真実かつ公正に示し、その取引について説明するのに必要な範囲で保管されていない場合は、適切な帳簿が保管されているとはみなされない。
48. 会計帳簿は、本事務所、又は会社条例第121条(3)項に従って、理事会が適切と考える他の1か所若しくは複数の場所で保管されるものとし、理事会構成員の調査のために、常に公開しておくものとする。
49. 理事会は、基本定款第10条に従って、本商工会議所の計算書類及び帳簿又はその一部を、理事会構成員ではない会員の検査のために開示する、日時、場所及び条件又は規則を、随時決定するものとし、(理事会構成員ではない)会員は、法律により付与された場合、又は理事会若しくは総会において本商工会議所により授権された場合を除いて、で、本商工会議所の計算書若しくは帳簿又は書面を検査する権利を有さないものとする。
50. 毎年の年次総会において、理事会は、直前の計算以降、当該会議前の直近の3月31日までの期間の適切な収支計算書を、同じ日付で作成された適切な貸借対照表と合わせて、本商工会議所に提出するものとする。当該貸借対照表は、理事会及び監査人の適切な報告書、並びに当該計算書類、貸借対照表及び報告書(その全てが、そのときに有効な法定要件に従って作成されるものとする。)の写しのほか、別添若しくは添付するか、又は同封することが法律により求められる他の書類の写しを添付するものとし、同じものを、会議の21日前までに、会社条例第129条(1)(a)の条文に従って、監査人及びその他総会の通知を受ける資格のある者全てに対して、上記において指示された送達方法で、送付するものとする。監査人の報告書は、会社条例第128条により求められるところに従い、検査のために開示し、会議前に読まれる状態にしておくものとする。

監 査

51. 本商工会議所の計算書類は、少なくとも1年に1度、検査され、収支計算書と貸借対照表の正確性は、適式に授権された、1名又は複数の監査人により確認が行われるものとする。
52. 監査人は、会社条例第130条、第140条、第141条に従って指名され、また、その職務が規定され、理事会構成員は、それらの条文において言及される理事(Directors)として扱われるものとする。

通 知

53. 本商工会議所の会員並びに理事会構成員及び予備構成員は、香港又は通知の送付が可能な他の場所のいずれかの住所を、本商工会議所に登録するものとする。当該登録を行わない人がいた場合、当該人に対する通知は、以下に述べるいずれかの方法により、判明している最後の事業所又は居住地宛てに送付することにより行われるか、又はそれがない場合は、本事務所に掲示された通知は、掲示されてから24時間が経過した時点で適式に送達されたとみなされるものとする。
54. 通知は、交付、料金前納の書簡(香港外の登録住所の場合は、航空郵便)、電報、テレックス又はその他遠隔電子情報送達システムにより行うことができる。
55. (a) 登録住所宛てに交付された通知は、交付時に送達されたとみなされるものとする。
(b) 料金前納の書簡により香港内の登録住所宛てに送付された通知は、投函日の翌日に送達されたとみなされるものとする。
(c) 料金前納の航空郵便により香港外の登録住所宛てに送付された通知は、投函日から5日後に送達されたとみなされるものとする。
(d) 電報若しくはテレックス、又はその他の遠隔電子情報送達システムによる通知は、電報又はテレックスを発送した翌日に送達されたとみなされるものとする。
(e) 料金前納の書簡により送付される通知の場合、その送達にあたり、通知が同封される封筒又は包装紙が、適切に宛名が記載されて切手が貼付され、郵便ボックス又は郵便局に預けられたことを証明するのに十分でなければならない。
56. 本定款に従い、構成員の登録住所宛てに郵便にて交付又は送付された通知又は文書は、当該構成員がその時に死去していたこと、及び本商工会議所がその死去について通知したか否かに関わらず、適式に送達されたとみなされるものとする。

解 散

57. 本商工会議所の清算及び解散に関する、基本定款第9条は、その条文が本定款で繰り

返されるものとして、効力を有するものとする。

香港日本人商工会議所

18/F, 68 Yee Wo Street, Causeway Bay, Hong Kong 所在の香港日本人倶楽部において、2015年12月18日金曜日午後3時に開催された総会の認証付き抜粋

本商工会議所の定款9条に基づく授權により、9条に規定される各会員の年会費を、正会員については最低3,000香港ドル、準会員については3,000香港ドルとし、2016年4月1日に効力を発生するものとする。